

月二十日の食糧管理委員會は政府諮問案に基き、十八年度産米の政府買入價格の石當り三圓の引上げ並に新たに石當り十圓五十錢の補給金交付の制度を決定した。

今回の米價引上げは過日閣議決定を見た緊急物價對策要綱に基く補給制度最初の適用として注目されるが、政府がかかる大幅引上げを斷行するに至つた理由の主なる點をあげればこれによつて從來の外米依存を放擲して國內自給態勢を飽まで強行確立せんとするところに眼目が置かれたもので、これがため増産強行上生すべき生産費昂騰に對處して緊急物價對策要綱に則り適正なる生産者價格を保障するの趣旨に出たものである。その眼目は次の通りである。

一、食糧の國內自給を確保するには單に中庸農家のみならず採算悪い低位收穫農家に依存するところが大きく、且つ増産を左右する肥料對策としての自給肥料の増産は窮屈な現下農村勞力の實情を以てしては極めて困難で、かゝる悪條件の下においてよく増産を圖ひ取るに價格三圓の引上げとともに十圓五十錢の補給金増額を絶對必要とした。

二、價格三圓引上げはそのまゝ消費者に轉嫁したが政府の標準賣渡價格四十六圓は最近の家計米價、率勢米價に照し消費者の負擔を加重せしむる程度のものではない。

右決定の内容に關する情報局の發表を掲ぐれば左の如くである。

情報局發表

(昭和十八年四月廿日)

政府は最近に於ける諸情勢の進展に對處し爰に「緊急物價對策要綱」及之が具體的實施方策を決定したのであるが、本要綱に則り今般昭和十八年度米價格對策要綱を決定し所要の措置を講ずることとした。その要領は次の通りである。

(一) 昭和十八年度産米の實質上の政府買入價格に付ては生産費、物價その他の經濟事情を參酌し之を石當六十二圓五十錢に引上ぐること。

(二) 右に基き昭和十八年度産米の政府標準買入價格を石當三圓引上げ四十七圓とすると共に生産者の自家保有米を除きたるものに對し在來の獎勵金(石當五圓)の外補給金石當十圓五十錢を交付すること。

(三) 右に依る米穀の政府標準賣渡價格に付ては家計費、物價その他の經濟事情を參酌し國民經濟生活に支障を及ぼさず且つ物價の悪循環を生ぜざる程度を勘案し石當三圓引上げ之を四十六圓とすること。

なほ政府は今回の米價改訂の措置に伴ひ次の如き方針をも併せて決定した。

(一) 米穀の實質上の政府買入價格引上げは今後特別な状況の變化なき限り之を爲さざること。

(二) 米穀の實質上の政府買入價格引上に依る農家收入の増加は努めて之を貯蓄に振り向けしむるやう措置すること。

(三) 本件米價の引上に伴ひては給與、賃金の増額を爲さざることとしその他悪循環の發生防止に付十分なる對策を講ずること。

かくして政府は主要食糧の自給態勢を強力に整備し米穀生産の維持増強に資すると共に低物價堅持の方針に従ひ巨額の財政負擔をも敢て辭せざる決意の下に新米價對策を決定した次第である。なほ朝鮮及臺灣におい

ても右施策に即應し夫々米價の改訂等の對策を講ずる方針を以て目下これが具體的内容に付考究中である。従つて生産者たる農家各位は愈々米穀の増産及供出に挺身すると共に、消費者たる國民各位は戰時生活の眞隨に徹し進んでその清新簡素化に努め以て政府の意圖に協力せられんことを切望して已まない次第である。

川崎市結婚資金貸付規程等の公布

川崎市會の議決を経た川崎市結婚資金貸付規程は昭和十八年四月一日附川崎市公報號外を以て左の通り公布せられた。尙施行細則も同日告示せられた。

川崎市結婚資金貸付規程 (昭和十八年四月一日川崎市規則第五號)

第一條 本市ハ結婚獎勵ノ目的ヲ以テ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ結婚資金ノ貸付ヲ爲ス

第二條 前條ノ結婚資金(以下資金ト稱ス)ハ結婚ニ要スル資金ヲ必要トスル本市住民ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ對シ之ヲ貸付ク

第三條 資金貸付額ハ三百圓以内トス但シ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ五百圓迄ヲ限リ貸付クルコトヲ得

第四條 資金ヲ借用セントスル者ハ借入申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受クベシ

第五條 資金貸與ノ通知ヲ受ケタルトキハ保證人連署ヲ以テ所定ノ借用證書ヲ提出スベシ

前項ノ保證人ハ借入者ト連帯シテ債務履行ノ責任ヲ負フベシ

第六條 貸付金ノ利率ハ日歩一錢トシ貸付ノ翌日より之ヲ計算ス

第七條 貸付金ノ償還期間ハ三年以内トシ月賦若ハ年賦ニ依リ元金均等償還ノ方法ニ依ラシム

前項ノ償還期間ハ市長特別ノ事由アリト認メタルトキハ第九條ノ規定ニ拘ラズ更ニ二年以内延長スルコトヲ得

第八條 借用者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ償還金ノ一部ヲ免除スルコトヲ得但シ既納ノ償還金ハ此ノ限リニ在ラズ

一 借用者ノ子女出生シタルトキ

二 軍人軍屬トシテ應召シタルトキ

三 戦死若ハ戦病死シタルトキ

四 借用ノ際傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルトキ

五 借用ノ後傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルニ至リタルトキ

第九條 借用者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ直ニ債務ヲ完済スルコトヲ要ス

一 所定ノ期日迄ニ支拂ヲ爲サザルトキ

二 他ノ債務ニ因リ差押、假差押若ハ假處分ヲ受ケタルトキ

三 資金ヲ目的外ニ使用シタルトキ

四 其ノ他市長ニ於テ特ニ不適當ト認ムル事由發生シタルトキ

第十條 市長必要アリト認ムルトキハ借用者ニ對シ關係書類ノ提出ヲ求メ又ハ資金ノ使途其ノ他ニ付調査ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ借用者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十一條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

川崎市結婚資金貸付規程施行細則

(昭和十八年四月一日) (川崎市告示第四十六號)

第一條 本細則ニ於テ規程ト稱スルハ川崎市結婚資金貸付規程ヲ謂フ

第二條 結婚資金(以下資金ト稱ス)ヲ借用セントスル者ハ第一號様式ニ依ル資金借入申込書ヲ厚生部社會課ニ提出スベシ

第三條 規程第五條ノ規定ニ依ル保證人ハ市内ニ居住スル能力者ニシテ市内ニ五百圓以上ノ不動産ヲ有シ且相當ノ信用ヲ有スル者ナルコトヲ要ス但シ市長ニ於テ適當ト認メタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

保證人前項ノ規定ニ依ル資格ヲ喪失シタルトキハ借用者ハ更ニ之ニ代ルベキ保證人ヲ立ツベシ

第四條 資金借用ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ第二號様式ニ依ル借用證書ヲ提出スベシ

第五號 規程第八條ノ規定ニ依ル償還金ノ免除ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 借用者ノ子女出生シタルトキハ左ノ額ヲ免除ス但シ償還金ノ延滞アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(イ) 月賦償還ノ場合ニ在リテハ其ノ期ノ償還金(ロ) 年賦償還ノ場合ニ在リテハ其ノ期ノ償還金ノ十二分ノ一相當額

二 借用者軍人軍屬トシテ應召シタルトキハ應召ニ係ル間利息ヲ免除ス

三 借用者戦死若ハ戦病死シタルトキハ其ノ時ヨリ償還金ノ殘額ヲ免除ス

四 借用ノ際傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルトキハ利

息ヲ免除ス

五 借用ノ後傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ償還金殘額ノ二分ノ一ヲ免除ス

第六條 前條ノ規定ニ依リ償還金ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ種別ニ從ヒ第三號様式乃至第六號様式ニ依ル申請書ヲ提出スベシ

第七條 借用者又ハ保證人死亡シタルトキ又ハ職業、住所等ヲ變更シタルトキ若ハ規程第八條各號記載ノ事由發生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

附則

本細則ハ川崎市結婚資金貸付規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式)

結婚資金借入申込書

本籍地

現住所

氏名

生 年 月 日

私儀今般結婚致(度)候ニ就テハ左記ノ通結婚資金借用致度候條何卒御承認ノ上御貸與相成度媒介人連署ノ上此段及申込候也

記

一 借入金額

二 償還期間

三 償還方法

イ、月賦 ロ、年賦

四 主ナル用途

五 婚姻ノ相手方ノ住所、氏名、年齢及職業

六 結婚式豫定日

七 連帶保證人ノ住所、氏名及職業
年 月 日

右 借用者
媒介人
住所
氏名

川崎市長

殿

㊦

㊦

(第二號様式)

結婚資金借用證書

一金 圓也

借入條件

一 利率

二 償還期間 自 年 月 日 至 年 月 日

三 償還方法 月賦 年賦

四 一回ノ償還金額

五 支拂期日 毎月(年) 日限

六 支拂場所 川崎市役所第一金庫

頭書記載ノ金額正ニ借用仕候然ル上ハ川崎市結婚資金貸付規程及同施行細則ヲ遵守スルハ勿論右各項堅ク履行可致候萬一本件ニ付借用者ニ不都合ノ所爲アリト認メラレタルトキハ保證人ニ於テ完済ノ責ニ任ジ可申候爲後日仍如件
年 月 日

住所

借用者 氏名

住所

連帶保證人 氏名

川崎市長

殿

㊦

㊦

(第三號様式)

償還金一部免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金ノ貸付ヲ受居候處今般左記ノ通何 男 出生仕候ニ付結婚資金貸付規程施行細則第五條第一號ニ依リ償還金ノ一部免除相成度此段及申請候也
年 月 日

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

記

一 出生兒名

二 出生年月日

右事實相違無之候ニ付償還金ノ一部免除方御取計相成度候
年 月 日

方面委員(若ハ町内會長)

住所 氏名

川崎市長

殿

㊦

(第四號様式)

利息免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金借用中ニ有之候處今般左記ノ通應召相成候ニ付テハ應召中利息ノ免除相願度此段及申請候也
年 月 日

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

記

一 兵 種

二 應召年月日

右事實相違無之候ニ付利息免除方御取計相成度候
年 月 日

住所

方面委員(若ハ町内會長)

川崎市長

殿

㊦

(第四號様式ノ二)

利息免除申請書

私儀今般貴市ヨリ結婚資金借用候ニ付テハ結婚資金貸付規程施行細則第五條第四號ニ依リ利息免除相願度左記書類相添此段及申請候也
年 月 日

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

記

一 傷痍軍人軍屬タルコトヲ證スルニ足ル書類

(別紙寫ノ通)

右事實相違無之候ニ付利息免除方御取計相成度候
年 月 日

方面委員(若ハ町内會長)

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

（第五號様式）

償還金半額免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金ノ貸付ヲ相受居候處今般左記理由ニ依リ償還金ノ半額免除相成度保證人連署ノ上此段及申請候也

記

- 一 傷痍ヲ受ケタル年月日
- 二 傷痍ノ程度
- 三 歸還年月日
- 四 傷痍軍人軍屬タル證明書(別紙ノ通)

年 月 日

住所

借入者 氏名

住所

連帯保證人 氏名

殿

川崎市長

（第六號様式）

償還金免除申請書

故 儀貴市ヨリ結婚資金借用致居候處今般(戰病死)死致候ニ付テハ結婚資金貸付規程施行細則第五條第三號ニ依リ償還金殘額ノ支拂免除相願度(戰病死)死ヲ證スル書面添附此段申請候也

年 月 日

住所

遺族 氏名

住所

連帯保證人 氏名

川崎市長

業 報

添附書類
(戰病死)死ヲ證スル書面

戰時下英國の出生率

最近のスエーデン新聞ロンドン特派員によると政府發表の一九四二年中における英國の出生率は開戦以來最高を示し、死亡率は二番目に低く幼兒の死亡率は記録的な低率に止つたといはれる。即ち人口千人當り出生率は次の如くである。

一九三九年	一五三
一九四〇年	一五〇
一九四一年	一四七
一九四二年	一六二

尚、英國における食糧情勢は依然良好で他の歐洲諸國よりもよいが、人口政策上唯一の缺陷は性病が蔓延してゐる點であるといはれる。食糧確保のため「勝利のための耕作」運動が行はれてゐるが、スエーデン特派員によるとこれは市民の間で相當の協力を得てゐる模様で、例へば公園は現在耕地用として細く分割され、そこでは白髪の退役將校や上品な老婦人、さては若い妻などが、眞劍に耕作にいそしんでゐるのがよく見受けられると報じられてゐる。

(同盟通信に依る)

加奈陀の人的資源狀況

カナダ労働相ハンフレイ・ミツチエルが加奈陀の人的資源狀況として報告するところを掲ぐれば次の如くである。

カナダは現在軍隊、軍需工場及びそれに關聯した産業に百七十萬の人員を擁してをり、更にこのほかに農業及び重要民間企業に二百十萬を持つてゐる、これらの數字は十四歳以上のカナダ男子の七十%を含むものである。一九四三年一月三十日までの十八箇月間に、カナダ軍隊並に軍需産業は九十一萬五千人を増加したが、此の結果非重要民間企業に従事してゐたものがこれと同數だけ減少したわけである。カナダは石炭業及び農業における人的不足の對策として選擇徵用制を施行し、選擇徵用局は十六歳乃至十八歳の青年に軍隊適齡期に達してゐる青年と同様の方法で軍需工場に徵用する義務を負はしめた。

(同盟通信に依る)

一九四一年印度の人口調査結果總人口の發表

同盟通信のリスボン電報の報ずるところによると、昭和十八年三月二十九日英印度相は一九四一年の人口調査の結果による印度の總人口が三八八、九九七、九五五人である旨發表した。